

事業系ごみの適正な処理方法

紙くず
木くず
生ごみ
など

※業者指定あり
これらのごみは、一部の
業種では産業廃棄物と
なります。

一般廃棄物です

●自分で搬入する

廃棄物投入許可証の交付を
受け、市の処理施設へ自己搬
入する。



詳しくは
こちらから



●許可業者に搬入してもらう

一般廃棄物収集運搬業の許可業者に
委託し、適正に処理してください。

豊橋市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者リスト

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株) ト ヨ ジ ン	豊橋市石巻本町字高嶋53の1	0532-88-0534
(株) 明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山101の34	0532-25-1026
(有) マ ル イ 紙 業	豊橋市神野新田町字タノ割38の3	0532-32-3255
中日金属工業(株)	豊橋市大崎町字笠松88の1	0532-25-3613
豊橋市栄産業(有)	豊橋市三弥町字元屋敷54の1	0532-41-7300
協 栄 産 業 (株)	豊橋市大岩町字北山6の911	0532-43-1153
成 和 環 境 (株)	豊橋市東幸町字東明5	0532-63-5131
(有) 東海化学工業所	豊橋市神野新田町字ロノ割43の1	0532-31-8989
サ ン エ イ (株)	豊橋市若松町字若松948	0532-29-3890

プラごみ
ペットボトル
ガラス、廃油
など

※業者指定なし
これらのごみは、すべて
の業種において産業廃
棄物です。

産業廃棄物です

産業廃棄物処分業の許可業者に委託し、
適正に処理してください。

●自分で許可業者を選ぶ

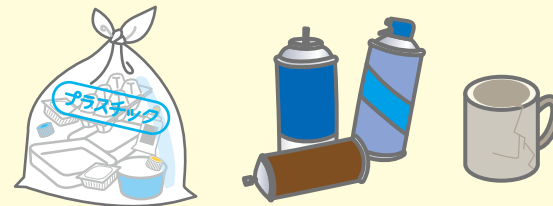
業者一覧の中から選
択して、廃棄物の処
理を依頼する。



業者一覧は
こちらから



●(一社)愛知県産業資源循環協会 へ相談する ☎ 052-332-0346



不明な点は表面のお問い合わせ先へ》》

家庭ごみじゃないから、
ごみステーションに出すと
不法投棄になることも
あるよ



豊橋市環境部のスーパーお手伝いさん
かん田きょう子さん

リチウムイオン電池及び電池を含む製品の処分について



間違った処分方法による重大な発火事故が多発して
います。適正処理につとめてください。

身の回りの充電式機器の多くに使用されています。→



きちんと分別して、処理が可能な産業
廃棄物処理業者に委託してください。

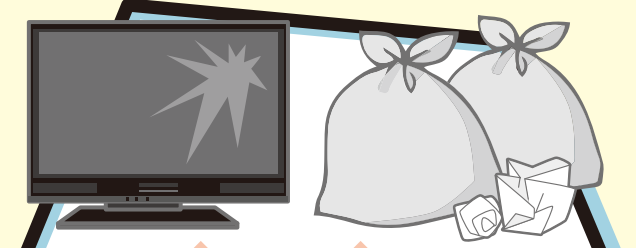
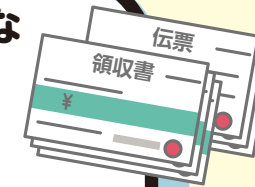


《《《 詳しくは、
環境省のHPを
ご覧ください。》》》

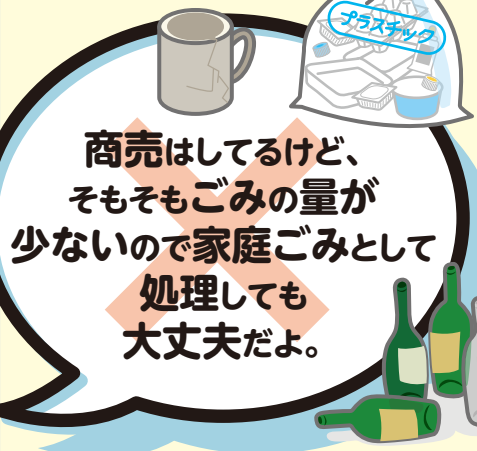
事業系のごみは

ごみステーションには出せません。

家族経営の小さな
会社だから、
事業系だなんて
大げさだよ。
なので、ごみは家庭ごみ
として出してるよ。



ごみはごみなんだから
事業所のごみも
家庭ごみと
同じだよ。

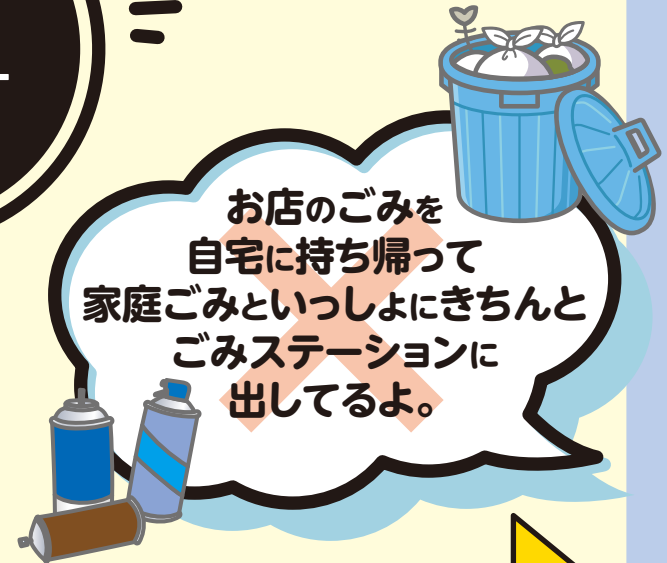


商売はしてるけど、
そもそもごみの量が
少ないので家庭ごみとして
処理しても
大丈夫だよ。

これら
すべて
NGです



家族だけの
小規模農業だから、
収穫後の残さくらいは
家庭ごみで出していいいしょ。



お店のごみを
自宅に持ち帰って
家庭ごみといっしょにきちんと
ごみステーションに
出してるよ。

正しい処理方法は次へ

お問い合わせ先 》》 豊橋市役所 環境部 廃棄物対策課 電話 0532-51-2410

メールアドレス haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp FAX 0532-56-0566



《 便利な事業系ごみガイドブックは、こちらからご覧いただけます！

または、豊橋市 事業系ごみ

検索 クリック

豊橋市版 事業所から発生するごみの分別例

※ここに載っていないもので、処理方法の分からない廃棄物がありましたら下記へお問い合わせください。

一般廃棄物

紙くず

※特定の業種においては産業廃棄物として処理してください。(以下「業種指定」)(下記赤色の枠参照)

水に溶けない紙

- 紙コップ、ヨーグルトカップなどの防水加工紙
- アルミやビニールなどでコーティングされた紙
- 写真用紙など

汚れた紙

- 匂い、食べ物の汚れ等が付着した紙
 - 使用したティッシュペーパーやペーパータオルなど
- ※廃油などの産廃が混ざったものは産廃として処分してください。

その他リサイクルに向かない紙

- 転写紙、感熱紙、アイロンプリント紙の類
- 粘着剤が付いた紙など
- 機密書類等

木くず

※業種指定

- 木製家具
- 割りばし
- 剪定枝、落ち葉など

動植物性残さ

※業種指定

生ごみ

- 食品の食べ残し
- 調理残さ
- 売れ残り など

天然繊維くず

※業種指定

- 綿の作業服
- 天然皮革製品
- 麻や綿のふきん
- 本量など

その他

人毛等

- 美容室などでカットした頭髮など

古紙としてリサイクルが可能な紙類

- 新聞・雑誌
- 段ボール
- 紙パック
- OA紙
- シュレッダー紙
- その他雑がみ



資源化センター(またはバイオマス利活用センター)で処分しますので、自ら搬入する(あらかじめ投入許可申請が必要か、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して搬入してください。(4ページ参照))

上記の処分方法のほか、できるだけ再生資源事業者へ引き渡してリサイクルしてください。

産業廃棄物

廃油

- 食用油・ラード
- エンジンオイル
- 鉱物油
- ペンキ など



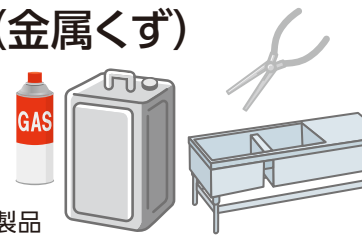
ガラス・陶磁器類

- 食器
- 水槽
- 窓ガラス
- 植木鉢 など



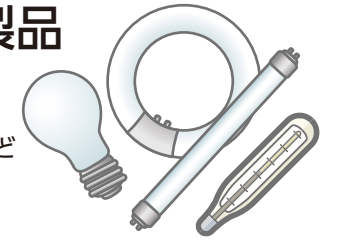
金属類(金属くず)

- 一斗缶
- ペンキ缶
- 厨房調理台
- ガスボンベ
- その他金属製品



水銀使用製品

- 蛍光灯
- 水銀体温計
- 水銀色血圧計 など



電池(金属くず・汚泥)

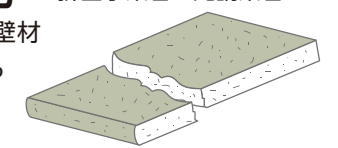
※乾電池は金属と汚泥の混合廃棄物です。
※小型充電式電池は、回収協力店などに相談してリサイクルしてください。



建設廃棄物

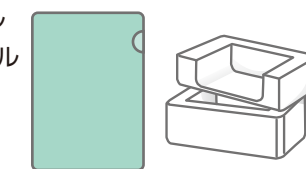
※排出事業者は元請業者

- 石膏ボードなどの壁材
- がれき類・廃かわら

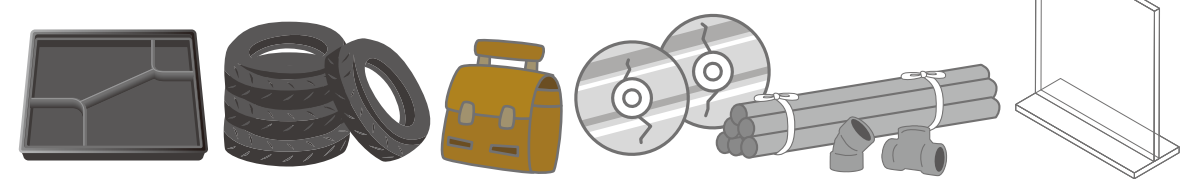


プラスチック(廃プラスチック類)

- クリアファイル
- 発泡スチロール
- 樹脂製品
- 合成皮革製品
- 弁当容器



- CD
- 塩ビ管
- アクリルパネル
- 化学合成繊維(カーテン、作業服など)
- その他プラスチック製品



汚れていても産廃で処理してください。
一般廃棄物ではありません。

缶・びん・ペットボトル

※缶・びんは再生資源業者に委託することができます。

※自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引き取ってもらう方法もあります。



流通用木製パレット

※業種指定なく、どの業種から排出されても産廃となります。

一部の業者から排出された木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ等
※業種指定

産業廃棄物処理委託にあたって

排出事業者は、その品目の取扱ができる「収集運搬業」「処分業」それぞれの許可業者と書面による契約を結ぶ必要があります。また、排出事業者は産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければなりません。

それぞれの品目ごとに、産業廃棄物処理業許可業者に委託して処理してください。(4ページ参照)

